

丸亀市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月23日

丸亀市監査委員 三谷英昭

丸亀市監査委員 國方功夫

定期監査結果報告書

～平成27年度定期監査～

平成28年3月

丸亀市監査委員

平成 27 年度定期監査報告書

第 1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部	課 等 名		
教育委員会 (小学校)	郡家、飯野、垂水	平成 27 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 7 月 27 日から 平成 27 年 8 月 14 日まで
教育委員会 (中学校)	綾歌、本島	平成 27 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 7 月 27 日から 平成 27 年 8 月 14 日まで
幼保運営課 (幼稚園)	本島、あやうた	平成 27 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 7 月 27 日から 平成 27 年 8 月 18 日まで
幼保運営課 (保育所)	飯野、垂水、城辰	平成 27 年 6 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 7 月 27 日から 平成 27 年 8 月 18 日まで
こども未来部	子育て支援課、幼保運営課	平成 27 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 27 年 9 月 10 日から 平成 27 年 9 月 30 日まで
健康福祉部	保険課、健康課	平成 27 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 27 年 9 月 16 日から 平成 27 年 10 月 6 日まで
	福祉課、高齢者支援課	平成 27 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 27 年 9 月 29 日から 平成 27 年 10 月 19 日まで
市長公室	政策課、危機管理課 職員課	平成 27 年 8 月 31 日 現在の資料による	平成 27 年 10 月 8 日から 平成 27 年 10 月 28 日まで
消防本部	総務課、予防課、防災課 消防署	平成 27 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 10 月 15 日から 平成 27 年 11 月 4 日まで
総務部	行政管理課	平成 27 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 10 月 15 日から 平成 27 年 11 月 4 日まで
選挙管理委員会事務局		平成 27 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 10 月 15 日から 平成 27 年 11 月 4 日まで
総務部	税務課、人権課、財務課	平成 27 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 10 月 20 日から 平成 27 年 11 月 9 日まで
	綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター 公共施設管理課	平成 27 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 10 月 26 日から 平成 27 年 11 月 13 日まで
市長公室	秘書広報課	平成 27 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 11 月 6 日から 平成 27 年 11 月 26 日まで
議会事務局		平成 27 年 9 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 11 月 6 日から 平成 27 年 11 月 26 日まで
生活環境部	市民課、スポーツ推進課 クリーン課	平成 27 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 27 年 12 月 1 日から 平成 27 年 12 月 21 日まで
会計課		平成 27 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 27 年 12 月 4 日から 平成 27 年 12 月 24 日まで
生活環境部	市民活動推進課 環境安全課	平成 27 年 10 月 31 日 現在の資料による	平成 27 年 12 月 11 日から 平成 28 年 1 月 7 日まで

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
建設水道部	水道経営課、上水道課 建築課、下水道課	平成 27 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 12 月 18 日から 平成 28 年 1 月 14 日まで
	都市計画課、建設課	平成 27 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 27 年 12 月 24 日から 平成 28 年 1 月 20 日まで
産業文化部	産業振興課、地籍調査課 文化観光課	平成 27 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 28 年 1 月 8 日から 平成 28 年 1 月 28 日まで
	農林水産課	平成 27 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 28 年 1 月 15 日から 平成 28 年 2 月 5 日まで
農業委員会事務局		平成 27 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 28 年 1 月 15 日から 平成 28 年 2 月 5 日まで
競艇事業局	経営課、営業課	平成 27 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 28 年 1 月 18 日から 平成 28 年 2 月 5 日まで
教育委員会	学校教育課 学校給食センター	平成 27 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 28 年 1 月 22 日から 平成 28 年 2 月 10 日まで
	図書館、総務課	平成 27 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 28 年 1 月 29 日から 平成 28 年 2 月 18 日まで

第 2 監査の方法

監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

また、監査テーマとして掲げている備品の監査については、競艇事業局を対象に、固定資産台帳からの抽出により丸亀競艇場において備品の有無、使用状況などに留意し、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第 3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたとき

は地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

【随意契約について】

- 随意契約は競争入札の例外として認められている制度であり、その運用については透明性及び公平性が特に求められている。

しかしながら、随意契約における統一的な運用基準が定められていないことから、随意契約理由に差異が見られる。また、工事請負、業務委託及び物品購入の契約について、分割発注を目的とした随意契約がいまだに数件見受けられた。

これらの現状及び丸亀市公共調達基本条例が制定されることから、公共調達の適正化及び質の向上が求められているので、契約事務に係るマニュアル及び随意契約ガイドラインの作成並びに職員研修を実施すること。

さらには、随意契約の実施の是非や具体的な契約方法等についての定期的な点検を実施する仕組み（内部統制）を構築されたい。

【契約書の作成について】

- 契約書の作成の省略については丸亀市契約規則第 30 条の規定に定めているが、この条項に反し請書にて契約を締結している事案が多く見られた。他にも、同規則第 29 条第 2 項に規定する必要事項が記載されていないものや、契約規則に反した契約書が作成されているのが現状である。

その要因は、丸亀市契約規則及び財務会計事務等の手引きなどの認識不足やチェック体制の不備があげられる。そこで、契約事務のチェックリストを作成し、契約事務の適正化や効率化を図ること。

【旅費計算について】

- 自家用車を公務使用した場合、丸亀市職員の旅費支給条例第 12 条第 3 項の規定に基づき、路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときはこれを切り捨てられているが、端数も含めた距離数で運賃を支給していた。

また、宿泊料は同条例別表第 1 に規定する 1 夜につき 13,100 円の上限を超えるものや、同条例第 11 条に規定する航空賃で現に支払った旅客運賃による精算ができていな

いものがあった。

旅費の支給にあたっては同条例に従った業務遂行をすること。

【公印の使用について】

- 所属課に備えてある市長印を契約書等に押印しているが、公印使用簿を作成していない課が見受けられた。丸亀市公印規則第6条第2項に規定する公印使用簿を作成し、使用状況を明らかにすること。

2 学校共通事項

- 小中学校における毒物及び劇物の適正な管理については、管理記録の整備が統一されず不十分と見受けられるので、管理記録の様式等の統一を含めた共通の管理・保管体制を整えること。

3 各課個別事項

【健康福祉部】

保険課

- 診療所の請求金額日報で、平成27年4月1日の前回未収金欄に入金額の記載があり、平成27年度の歳入として収入処理をしていた。本来は平成26年度の未収金は、平成26年度歳入として収入処理をしなければならない。地方自治法施行令第142条に規定する歳入の会計年度所属区分を誤っていたので、法令等に従った業務遂行をすること。

高齢者支援課

- 綾歌健康づくりふれあいセンターに指定管理者が自動販売機を設置しているが、市に報告書等（承諾願）が提出されていない。指定管理者の事務については指定管理者事務手引きに従った業務遂行をすること。

【総務部】

行政管理課

- 平成27年度スパムメール対策サービスライセンス調達契約の締結にあたり、入札を平成27年3月30日に執行している。入札の執行は、支出負担行為（契約）の一連の手続きであり予算執行に含まれると解するため、地方自治法第232条の3の規定に基づき新年度の入札は4月1日以降に執行すること。

公共施設管理課

- 行政財産の使用料等の減免について、使用料等を行政財産使用料等減免申請書の提出が無く減免しているものがあつた。減免にあたっては、丸亀市行政財産の使用料徴収条例施行規則第3条の規定に基づく前記減免申請書の提出を受けること。

【消防本部】

総務課

- 消防ポンプ自動車CD-I型（消防本部）の購入契約は、予定価格が2千万円を越えるため議会の議決が必要であり、そのために仮契約を締結し議決をもって本契約が成立する。しかし、丸亀市契約規則第37条第1項に規定する仮契約書には「議会の議決を得たときに本契約が成立する旨」の記載が無かつたので、契約書類の作成時には十分留意すること。

【建設水道部】

都市計画課

- 駅前地下駐車場泡消火剤の損害賠償に関して、平成26年10月時点で相手方との交渉により損害額が確定しているが、平成26年度中に調定されていないので、損害額が確定した時点で速やかに調定すること。

また、相手方との交渉は電話でのやりとりのみであるので、誓約書等の提出を求めて、書面で記録を残しておくこと。

- 丸亀市民ひろば他に丸亀市福祉事業団が自動販売機を設置しているが、これは同事業団が収益事業として行っているもので、自動販売機設置に係る公園使用料は丸亀市公園条例第11条に規定する減免理由には該当しない。使用料については、同条例第10条に従つた業務遂行をすること。

水道経営課

- 公営企業会計システム使用許諾及び電算機器賃貸借契約は、平成27年4月1日契約であるが、電算機器の納入期限は平成27年3月31日となっている。この契約は5年間の長期継続契約であるので、丸亀市長期継続契約を締結することができる契約の締結に係る取扱要綱第5条第5号の規定に従つた業務遂行をすること。

下水道課

- 下水道法第37条の2（改善命令等）及び第38条第1項（監督処分等）の規定に基づ

く行政処分を行うにあたり、同処分に係る行政処分基準及び指導指針を作成し、処分の公正の確保及び透明性の向上を図ること。

【産業文化部】

文化観光課

- こんぴらさんへの道しるべ協議会で、同協議会の平成26年度繰越金は年間負担金額の約2倍と多額になっているので、事業内容を確認し負担金の見直しをすること。

第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課個別意見

【建設水道部】

下水道課

- 雨水貯留施設等設置補助金の申請に納税証明書を添付することとしているが、他課での補助金申請では申請者の負担を軽減するために納税証明書の添付を省略している事例もあるので、検討していただきたい。また、補助金申請審査のための個人情報閲覧については、補助金申請書に個人情報閲覧に同意する旨を記載し、申請者の確認を得るようにしていただきたい。

【産業文化部】

農林水産課

- いきいき農業振興資金融資預託金は利用状況が少ないことから、預託金が需要に合った額となっているかどうか検討していただきたい。